一の二　法第四条の二第二項（同項の規定による技術基準の指定に係る部分を除く。）、第四項及び第六項並びに法第四条の二第五項において準用する法第三十八条の二十及び第三十八条の二十一第一項に基づく総務大臣の権限

二　法第十七条（無線設備の設置場所の変更及び無線設備の変更の工事に係る部分に限る。）及び第十八条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、第一号に掲げる無線局以外の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設するもの及び基幹放送局を除く。）に関するもの

［二の二～八　略］

2　前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

［一～三の五　略］

三の六　法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局（第十六条第一号に掲げる無線局に限る。）	その無線設備を設置しようとする区域（法第二十七条の二十六第一項、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二並びに法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所）
三の七　法第四条の二第二項、第四項及び第六項の規定による届出に関する事項	当該届出を行う者の住所
三の八　法第四条の二第二項の規定による届出に係る無線局及び無線設備（三の七の項に掲げる事項を除く。）	当該無線局の無線設備の設置場所。ただし、当該届出を行った者の住所とすることを妨げない。
四　移動する無線局（一の項から三の三の項まで、三の五、三の七及び三の八の項に掲げる無線局を除く。）（十二の項に掲げる事項を除く。）	［略］
五　移動しない無線局（三の四の項から三の八の項までに掲げる無線局を除く。）（十二の項に掲げる事項を除く。）	［略］

［五の二～十五　略］

［3　略］

4　法第四条の二第二項、第四項及び第六項の規定による届出を行う者又は無線従事者の免許を受けようとする者の住所が本邦内にない場合における第一項の所轄総合通信局長は、第二項の規定にかかわらず、関東総合通信局長とする。

［5　略］

（書類の提出）

第五十二条　法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に

［新設］

二　法第十七条（無線設備の設置場所の変更及び無線設備の変更の工事に係る部分に限る。）及び第十八条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、前号に掲げる無線局以外の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設するもの及び基幹放送局を除く。）に関するもの

［二の二～八　同上］

［2　同上］

［一～三の五　同上］

三の六　法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局（第十六条第一号に掲げる無線局に限る。）	その無線設備を設置しようとする区域（法第二十七条の二十六第一項、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二並びに法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所）
四　移動する無線局（一の項から三の三の項まで及び三の五の項に掲げる無線局を除く。）（十二の項に掲げる事項を除く。）	［同上］
五　移動しない無線局（三の四の項から三の六の項までに掲げる無線局を除く。）（十二の項に掲げる事項を除く。）	［同上］

［五の二～十五　同上］

［3　同上］

4　無線従事者の免許を受けようとする者の住所が本邦内にない場合における第一項の所轄総合通信局長は、第二項の規定にかかわらず、関東総合通信局長とする。

［5　同上］

（書類の提出）

第五十二条　法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に